

案 件 名	土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について
担 当 課	総務課
募 集 の 趣 旨	<p>土庄町では、土庄町個人情報保護条例の改正について、検討中です。この改正は、マイナンバー制度に対応するためのものです。個人番号（国民ひとりひとりに付される番号）をその内容に含む個人情報について、より厳格な保護措置を講じることが主な目的です。</p> <p>このたび、「土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例」の素案を作成いたしましたので、改正案について、町民の皆様からの幅広いご意見、ご提言を募集いたします。</p>
意 見 募 集 期 間	平成27年7月7日（火）から 平成27年8月7日（金）まで
計 画 等 の 閲 覧 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土庄町ホームページ（次のページ以降に記載しています。）</li> <li>・総務課窓口</li> </ul>
意 見 書 の 提 出 方 法	<p>ご意見等は、所定の様式を用いて、下記の間合せ先へ郵送、持参、FAX、電子メールで提出してください。電話による受付は行いませんので、ご了承ください。</p> <p><u>意見書の所定の様式は、このホームページからダウンロードするか、上記閲覧場所で入手してください。</u></p>
ご 意 見 等 の 公 表	<p>提出されたご意見等は、住所、氏名等の個人情報を除き、原則として公表いたします。</p> <p>なお、提出意見等に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。</p>
問 合 せ 先	<p>土庄町 総務課（役場3階） 〒761-4192 小豆郡土庄町甲559番地2 電 話：0879-62-7000 FAX：0879-62-4000 E-mail：soudan_soumu@town.tonosho.kagawa.jp</p>
参 考 資 料	別紙のとおり

別紙

目次

1	番号法の施行に伴う条例改正の必要性	2
2	改正案の概要	
	(1) 用語の解説	2
	(2) 改正の内容	3
3	関連する条文	4
4	新旧対照表	7
5	現行の土庄町個人情報保護条例	13

## 1 番号法の施行に伴う条例改正の必要性

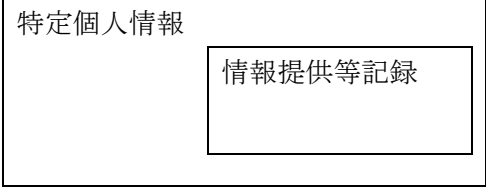
平成25年5月31日に番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう。以下同じ。）が公布され、平成27年10月から国民一人一人に「個人番号」（以下「マイナンバー」という。）が付されることになりました。

マイナンバーは、その強力な個人識別機能のため、一般の個人情報よりも更に厳格な保護措置を講じる必要がある等、その特性に応じた対策が必要となります。地方公共団体においても、番号法や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等の規定により講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずることが求められています（番号法第31条）。

そのため、番号法等の趣旨に沿って、土庄町個人情報保護条例の改正をする必要があります。

## 2 改正案の概要

### (1) 用語の解説

用 語	解 説
特 定 個 人 情 報	簡単に言うと、マイナンバーを含む個人情報。 ※「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。…）をその内容に含む個人情報をいう。（番号法第2条第8項・抜粋）
情 報 提 供 等 記 録	簡単に言うと、マイナンバーのやり取りについての記録に含まれる特定個人情報。 ※ 参照：番号法第23条第1項、第2項（条文は5、6ページをご覧ください。）  【特定個人情報との関係】 
特定個人情報保護評価	特定個人情報ファイルを保有しようとするときに、あらかじめ、特定個人情報の漏えい等の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を実施し、その評価書を作成すること。

(2) 改正の内容

項 目	改 正 内 容
定 義	<p><u>第2条、第6条関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等に関する定義規定を追加する。</li> <li>・現行の第6条でも「特定個人情報」を異なる意味で用いていたので整理する。</li> </ul>
目的外利用	<p><u>第7条、第7条の2関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認める場合のみ可能とする。</li> <li>・情報提供等記録については、目的外利用は認められない。</li> </ul>
外 部 提 供	<p><u>第7条の3関係</u></p> <p>外部提供が認められる場合について番号法と整合するようにする。 ※番号法第19条参照（条文は、次のページをご覧ください。）</p>
開 示 ・ 訂 正	<p><u>第16条関係</u></p> <p>任意代理人による請求を可能にする。</p>
開 示 の 実 施	<p><u>第46条関係</u></p> <p>他の法令等による開示の実施との重複を認める。</p>
訂 正 の 通 知	<p><u>第35条関係</u></p> <p>情報提供等記録について、訂正についての通知先を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者にする。</p>
利 用 停 止	<p><u>第36条、第37条関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供等記録を除く特定個人情報については、任意代理人による請求を可能にする。</li> <li>・利用停止を請求することができる場合として、番号法違反の場合を追加する（目的外利用制限違反、収集・保管制限違反、特定個人情報ファイル作成制限違反、提供制限違反）。</li> <li>・情報提供等記録については、利用停止を認めない。</li> </ul>
そ の 他	<p><u>第8条関係</u></p> <p>特定個人情報の提供については、番号法に詳細な規定があり、そちらが適用されるので、この規定の対象からは除く。</p> <p><u>第15条の2関係</u></p> <p>特定個人情報保護評価に関する第三者点検を行う機関を、既設の土庄町個人情報保護審査会とする。</p>

※一般の個人情報については、これまで通りの規定が適用されます。

### 3 関連する条文（抜粋）

#### ●番号法

##### 第二条 略

- 8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十号に規定する場合を除く。）。
- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- 四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- 五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- 六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- 七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百七条又は第

三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（「これに準ずる者として政令で定めるものを含む。」又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 第五十二条第一項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステム

に接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 情報照会者及び情報提供者の名称
  - 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
  - 三 特定個人情報の項目
  - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。
- 一 第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
  - 二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。
  - 三 第三十条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
  - 四 第三十条第四項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

第三十一条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

●特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）

（地方公共団体等による評価）

第七条 略

- 4 第一項前段及び第二項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

4 新旧対照表（下線部が改正箇所です。）

現行	改正案
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 略 （収集の制限） 第6条 略</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(6)まで 略 <b><u>(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></b> <b><u>(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></b> <b><u>(9) 保有特定個人情報 実施機関が保有する行政文書に記録されている特定個人情報をいう。</u></b> <b><u>(10) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</u></b> (11) 略 （収集の制限） 第6条 略</p>



2 から 3 まで 略

4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（以下「特定個人情報」と総称する。）を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、その個人情報取扱事務の目的を達成するために特定個人情報が必要であって、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第 7 条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を実施機関の内部で利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)から(7)まで 略

2 略

2 から 3 まで 略

4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、その個人情報取扱事務の目的を達成するために**思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報**が必要であって、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

(**保有特定個人情報以外の保有個人情報の**利用及び提供の制限)

第 7 条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報（**保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。**）を実施機関の内部で利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)から(7)まで 略

2 略

(**保有特定個人情報の利用の制限**)

**第 7 条の 2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り**

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 8 条 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外の者に提供する場合において必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置（個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。以下同じ。）を講ずることを求めなければならない。

扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第 1 項ただし書及び前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

（特定個人情報の提供の制限）

第 7 条の 3 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 8 条 実施機関は、保有個人情報（**保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。**）を実施機関以外の者に提供する場合において必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置（個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。以下同じ。）を講ずることを求めなければならない。

(開示請求権)

第 16 条 略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人  
(以下「代理人」という。)は、本人に代わ  
って開示請求をすることができる。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 35 条 実施機関は、訂正決定に基づく保有  
個人情報の訂正の実施をした場合におい  
て、必要があると認めるときは、当該保有  
個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その  
旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第 36 条 何人も、第 26 条第 1 項又は第 28

らない。

(特定個人情報保護評価)

**第 15 条の 2 実施機関は、特定個人情報保護**  
**評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報**  
**保護委員会規則第 1 号)第 7 条第 4 項に規**  
**定する場合においては、同項の規定により、**  
**審査会の意見を聴くものとする。**

(開示請求権)

第 16 条 略

**2 次の各号に掲げる個人情報について、当該**  
**各号に定める者(第 2 号を除き、以下「代**  
**理人」という。)は、本人に代わって開示請**  
**求をすることができる。**

**(1) 自己に係る個人情報(特定個人情報を**  
**除く。) 未成年者又は成年被後見人の法**  
**定代理人**

**(2) 自己に係る特定個人情報 未成年者**  
**若しくは成年被後見人の法定代理人又は**  
**本人の委任による代理人**

(保有個人情報の提供先への通知)

第 35 条 実施機関は、訂正決定に基づく保有  
個人情報の訂正の実施をした場合におい  
て、必要があると認めるときは、次の各号  
に掲げる区分に応じ当該各号に定める者  
に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知  
するものとする。

**(1) 保有個人情報(情報提供等記録を除く。)**  
**当該保有個人情報の提供先**

**(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法**  
**第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情**  
**報提供者(当該訂正に係る番号法第 23 条第**  
**1 項及び第 2 項に規定する記録に記録され**  
**た者であって、当該実施機関以外のものに**  
**限る。)**

(利用停止請求権)

第 36 条 何人も、第 26 条第 1 項又は第 28

条第 2 項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報<sup>2</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 及び(2) 略

<sup>2</sup> 第 16 条第 2 項の規定は、前項の規定によ

条第 2 項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報<sup>2</sup>(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 及び(2) 略

**2** 何人も、第 26 条第 1 項又は第 28 条第 2 項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第 7 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

**3** 第 16 条第 2 項の規定は、前 2 項の規定による自己を本人とする保有個人情報の利用

る自己を本人とする保有個人情報の利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手続）

#### 第 37 条 略

- (1) 略
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3)及び(4) 略

#### 2 略

##### 第 9 節 他の制度との調整

第 46 条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第 26 条第 2 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

#### 2 から 4 まで 略

5 他の法令等の規定により、自己を本人とする保有個人情報の開示を受けた場合であつて、当該法令等に当該保有個人情報の訂正請求又は利用停止請求に係る定めがないときにおける第 29 条第 1 項又は第 36 条第 1 項の規定の適用については、当該保有個人情報は、第 26 条第 1 項又は第 28 条第 2 項の規定により開示を受けたものとみなす。

停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手続）

#### 第 37 条 略

- (1) 略
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報（**情報提供等記録を除く。次条及び第 39 条において同じ。**）を特定するに足りる事項

(3)及び(4) 略

#### 2 略

##### 第 9 節 他の制度との調整

第 46 条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（**保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。**）が第 26 条第 2 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

#### 2 から 4 まで 略

5 他の法令等の規定により、自己を本人とする保有個人情報の開示を受けた場合であつて、当該法令等に当該保有個人情報の訂正請求又は利用停止請求に係る定めがないときにおける第 29 条第 1 項又は第 36 条第 1 項**若しくは第 2 項**の規定の適用については、当該保有個人情報は、第 26 条第 1 項又は第 28 条第 2 項の規定により開示を受けたものとみなす。

土庄町個人情報保護条例

平成17年3月28日

条例第19号

改正 平成19年9月28日条例第20号

目次

- 第1章 総則(第1条～第5条)
  - 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
    - 第1節 個人情報の取扱い(第6条～第14条)
    - 第2節 個人情報取扱事務の登録及び閲覧(第15条)
    - 第3節 保有個人情報の開示(第16条～第28条)
    - 第4節 保有個人情報の訂正(第29条～第35条)
    - 第5節 保有個人情報の利用停止(第36条～第41条)
    - 第6節 不服申立て(第42条・第43条)
    - 第7節 情報の提供等(第44条)
    - 第8節 苦情処理(第45条)
    - 第9節 他の制度との調整(第46条)
  - 第3章 土庄町個人情報保護審査会(第47条～第50条)
  - 第4章 雑則(第51条～第53条)
  - 第5章 罰則(第54条～第59条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定め、実施機関が保有する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

をいう。

- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。
- (3) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体(国、地方公共団体、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。
- (5) 保有個人情報 実施機関が保有する行政文書に記録されている個人情報をいう。
- (6) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自らの個人情報の保護に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

### 第1節 個人情報の取扱い

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人情報を取り扱う事務(以下「個人

情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (3) 個人情報が出版、報道により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (5) 事務の性質上、本人から収集したのではその目的の達成に支障が生じ、又は当該事務の適正な遂行に支障が生じると認められるときその他本人以外から収集することについて相当な理由があるとき。
- (6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)から収集することが事務の遂行上やむを得ないと認められる場合で本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき又は次条ただし書に該当して利用するとき。
- (7) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から収集できないとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が土庄町個人情報保護審査会(第47条第1項を除き、以下「審査会」という。)の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、本人から個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で特定した利用の目的(以下「利用目的」という。)を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、町の機関、国の機関、町以外の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報(以下「特定個人情報」と総称する。)を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。



- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、その個人情報取扱事務の目的を達成するために特定個人情報が必要であって、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を実施機関の内部で利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 実施機関の内部若しくは実施機関相互において利用する場合又は国等に提供する場合において、当該保有個人情報を利用すること又は提供を受けることが、当該利用する者又は提供を受ける者の所管する事務の遂行に必要不可欠なものであって、当該保有個人情報を利用することに相当の理由があると認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。
- (6) 保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、保有個人情報を提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、保有個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第8条 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外の者に提供する場合において必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置(個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。以下同じ。)を講ずることを求めなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、保有個人情報を処理するに当たって、町の電子計算組織と町以外の電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、法令等に定めのあるとき、又は実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたときは、この

限りでない。

(不適切な取扱いに対する措置)

第10条 実施機関は、前条ただし書の規定に基づく電子計算組織の結合により提供した保有個人情報の保護が適切に講じられていないおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受けた者に対し報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

2 実施機関は、前条ただし書の規定に基づく電子計算組織の結合により提供した保有個人情報の保護が適切に講じられていないと認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該保有個人情報の保護について必要な措置を講ずるものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、審査会の意見を聴かずに必要な措置を講ずることができる。

3 前項ただし書の規定により必要な措置を講じたときは、実施機関は速やかに、当該措置の内容について審査会に報告しなければならない。

(適正管理)

第11条 実施機関は、その個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新な状態に保つように努めるとともに、安全確保の措置を講じなければならない。

2 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史資料として保存されるものについては、この限りでない。

(職員の義務)

第12条 実施機関の職員又は職員であった者(以下「実施機関の職員等」という。)は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委託に伴う措置等)

第13条 実施機関は、その個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託しようとするときは、その委託に係る契約において、その委託を受けた者(以下「受託者」という。)が講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

2 受託者は、その委託を受けた前項に規定する事務を行おうとするときは、あらかじめ、同項に規定する安全確保の措置を講じなければならない。

3 受託者が委託を受けた第1項に規定する事務に従事している者又は従事していた者(以下「受託事務従事者等」という。)は、当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(指定管理者に関する措置等)

第14条 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設の管理の業務であって、その個人情報取扱事務の全部又は一部を含むものを同法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせようとするときは、その指定に係る協定等において、当該指定管理者が講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

2 前項に規定する業務を行う指定管理者は、当該業務を行おうとするときは、あらかじめ、同項に規定する安全確保の措置を講じなければならない。

3 指定管理者が行う第1項に規定する業務に従事している者又は従事していた者(以下「指定管理業務従事者等」という。)は、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

#### 第2節 個人情報取扱事務の登録及び閲覧

第15条 実施機関は、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務台帳(以下「台帳」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を台帳に登録しなければならない。この場合において、登録した事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的及び概要
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 前2項の規定は、実施機関の職員等の人事、給与、福利厚生等に関する事項を専ら取り扱う個人情報取扱事務については、適用しない。

4 実施機関は、第2項の規定による登録に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

#### 第3節 保有個人情報の開示

(開示請求権)

第16条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報

報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「代理人」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第17条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際に、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第18条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第16条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項及び第25条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であ

ると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 町の機関の要請を受けて、法人等又は個人から、開示しないと条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 町の機関、国の機関、町以外の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 町の機関、国の機関、町以外の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町、国若しくは町以外の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 町、国若しくは町以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 個人の評価、診断、選考、相談等の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(7) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(8) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、本人又はその代理人に開示することができない情報

(一部開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第18条第8号の情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第21条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第23条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求書が提出された日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求め

た場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求書が提出された日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間の満了日及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第24条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求書が提出された日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限  
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第25条 開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の個人又は法人等(第55条を除き、以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
  - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第18条第2号ただし書又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第20条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定

をするとき、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第26条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る保有個人情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画若しくは写真又はこれらを撮影したマイクロフィルム(以下「文書等」という。)に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

4 第17条第2項の規定は、第1項の規定により開示を受ける者について準用する。

(費用の負担)

第27条 開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、前条第2項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求及び開示の特例)

第28条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報の開示請求は、第17条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。この場合において、同条第2項の規定は、当該開示請求をしようとする者について準用する。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求があつたときは、直ちに、当該開示請求をした者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示は、実施機関が定める方法により行うものとする。

第4節 保有個人情報の訂正

(訂正請求権)

第29条 何人も、第26条第1項又は前条第2項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施



機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

- 2 第16条第2項の規定は、前項の規定による自己を本人とする保有個人情報の訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第30条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 第17条第2項の規定は訂正請求をしようとする者について、同条第3項の規定は訂正請求書の提出を受けた実施機関について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第31条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第33条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求書が提出された日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第30条第3項において準用する第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき

は、同項に規定する期間を訂正請求書が提出された日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間の満了日及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第34条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

#### 第5節 保有個人情報の利用停止

(利用停止請求権)

第36条 何人も、第26条第1項又は第28条第2項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条(第3項を除く。)の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第7条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第16条第2項の規定は、前項の規定による自己を本人とする保有個人情報の利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の手續)

第37条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 第17条第2項の規定は利用停止請求をしようとする者について、同条第3項の規定は利用停止請求書の提出を受けた実施機関について準用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第38条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報に係る個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第39条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第40条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求書が提出された日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第37条第2項において準用する第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求書が提出された日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間の満了日及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第41条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第6節 不服申立て

(審査会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第43条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第7節 情報の提供等

第44条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第8節 苦情処理

第45条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理するものとする。

2 実施機関は、前項に規定する苦情の処理を行うため必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

#### 第9節 他の制度との調整

第46条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に第26条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第26条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 第2章第4節の規定は、他の法令等の規定により、訂正請求をすることができる保有個人情報については、適用しない。

4 第2章第5節の規定は、他の法令等の規定により、利用停止請求をすることができる保有個人情報については、適用しない。

5 他の法令等の規定により、自己を本人とする保有個人情報の開示を受けた場合であつて、当該法令等に当該保有個人情報の訂正請求又は利用停止請求に係る定めがないときにおける第29条第1項又は第36条第1項の規定の適用については、当該保有個人情報は、第26条第1項又は第28条第2項の規定により開示を受けたものとみなす。

### 第3章 土庄町個人情報保護審査会

#### (個人情報保護審査会)

第47条 この条例の規定による諮問に応じて審査を行うため、土庄町個人情報保護審査会を置く。

2 審査会は、前項の審査を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営及び改善について、町長又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第48条 審査会は、必要があると認めるときは、第42条の規定により諮問した実施期間(以下「諮問庁」という。)に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審査会議の非公開)

第49条 審査会の会議は、公開しない。

(委任)

第50条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 雑則

(適用除外)

第51条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出た統計調査に係る個人情報に含まれる個人情報

2 第2章第3節から第7節までの規定は、次に掲げる個人情報又は保有個人情報については、適用しない。

(1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報

(2) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)

(施行状況の公表)

第52条 町長は、毎年1回、この条例の規定による個人情報の保護に関する状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 第5章 罰則

第54条 実施機関の職員等、受託事務従事者等又は指定管理業務従事者等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(保有個人情報を含む情報の集合体であって、個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 第47条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第58条 第54条から前条までの規定は、町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第59条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第19号で平成17年12月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務に係る第15条第2項の規定については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。
- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集等については、この条例の相当規定に基づいて行った個人情報の収集等とみなす。

(土庄町電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 4 土庄町電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例(昭和59年土庄町条例第27号)は、廃止する。

附 則(平成19年9月28日条例第20号)

この条例は、統計法(平成19年法律第53号)の施行の日から施行する。